

公 示

水先料の上限の設定又は変更の認可を申請する場合に原価計算書その他水先料の上限の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がない場合について

水先法施行規則（昭和24年運輸省令・経済安定本部令第1号）第23条第3項第1号の規定により、水先料上限設定認可申請書又は水先料上限変更認可申請書に原価計算書その他水先料の上限の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がないと国土交通大臣が認める場合は、申請する水先料の上限の額が下記に定める額以下である場合としたので、公示する。

- 平成24年 2月10日
- 平成26年 2月10日（一部改正）
- 平成28年12月21日（一部改正）
- 令和 元年 9月 4日（一部改正）

国土交通大臣

記

- 1 水先料の額は、別表の水先料の額の100分の110に相当する額とする。
- 2 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の100分の110に相当する額とする。

左 欄		右 欄	
1 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める転びように係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表に定める転びように係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに（1時間に満たないものは1時間とする。以下同じ。）その額の100分の50に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに同表に定める転びように係る水先料の額の100分の50に相当する額を加えた額

2 2人の水先人が交代で8時間以上引き続き水先をする場合	別表に定める水先料の額にその100分の10に相当する額を加えた額
3 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合	別表に定める入出港に係る水先料の額に、その100分の50に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額
4 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合	別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額
5 釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽、留萌、八戸、釜石、仙台湾、秋田船川、酒田、新潟、伏木、七尾、舞鶴及び境の各水先区において12月1日から3月31日までの間に水先をする場合	別表に定める水先料の額に、同表に定める日出から日没までの間において水先をする場合の水先料の額の、釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽及び留萌の各水先区にあつては100分の40、八戸、秋田船川、酒田及び新潟の各水先区にあつては100分の20、釜石、仙台湾、伏木、七尾、舞鶴及び境の各水先区にあつては100分の10に相当する額を加えた額

- 3 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前2項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。
- ① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であつて、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業又は同条第7項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの
- ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者に対してする水先
- 4 2人の水先人が共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合を除く。）におけるそれぞれの水先料の額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第2項の表2及び4の割増額を除く。）からその100分の15（法第35条の規定により船舶に水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を有する水先区において水先をする場合にあつては100分の25）に相当する額を減じた額とする。
- 5 法第35条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶（海上運送法第19条の4第1項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。）であつて、同一の水先区における1日の航海の回数が1年間（整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。）を通じて平均1回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第2項の表4の割増額を除く。）からその100分の30に相当する額を減じた額とする。
- 6 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により30分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の30分ごとに5400円の100分の110に相当する額（第3項各号に掲げる水先をする場合にあつては、その超えた時間の30分ごとに5400円）を加えた額とする。

附 則（平成24年2月10日国海技第157号）

- 1 本公示は、平成24年2月13日より実施する。
- 2 「水先料の上限の設定又は変更の認可を申請する場合に原価計算書その他水先料の上限の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がない場合について」（平成20年2月15日国海資207号国土交通大臣公示）は、平成24年2月12日限り廃止する。

附 則（平成26年2月10日国海技第196号）

- 1 本公示は、平成26年4月1日以降に設定又は変更する水先料の上限の認可申請について適用する。
- 2 前項の申請の受付は、公示の日から開始する。

附 則（平成28年12月21日国海技第301号）

この公示は、平成29年4月1日以降に適用する水先料の上限の設定又は変更の認可を申請する場合に適用する。

附 則（令和元年9月4日国海技第181号）

- 1 本公示は、令和元年10月1日以降の日を実施予定日とする水先料の上限の設定又は変更の認可申請について適用する。
- 2 前項の申請の受付は、公示の日から開始する。

別表

水先区 の 名称	水先をする船舶の運航区分	水先料の額 (単位 円)		多層甲板船の場合	えい航される船舶の場合	日没から日出までの間において水先をする場合
		日出から日没までの間において水先をする場合				
		えい航される船舶以外の船舶の場合				
		船舶のトン数の測度に関する法律 (昭和55年法律第40号) 第5条第3項に規定する二層以上の甲板を備える船舶であって国土交通省令で定めるもの (以下「多層甲板船」という。) 以外の船舶の場合				
	総トン数が千トン以下であり、かつ、喫水が3メートル以下である場合	総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合				
	基本額	加算額				
釧路水先区	釧路港への入港又は同港からの出港	31,967	1,190	総トン数千トン (千トンに満たないものは千トンとする。) を増すごとに加算額を、喫水30センチメートル (30センチメートルに満たないものは30センチメートルとする。) を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合の欄に掲げる額の100分の180に相当する	日出から日没までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150
	釧路港内における転びょう	31,967	1,190			
苫小牧水先区	苫小牧港 (第4区を除く。) への入港又は同港 (第4区を除く。) からの出港	30,645	1,212	総トン数千トン (千トンに満たないものは千トンとする。) を増すごとに加算額を、喫水30センチメートル (30センチメートルに満たないものは30センチメートルとする。) を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合の欄に掲げる額の100分の180に相当する	日出から日没までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150
	苫小牧港第4区への入港又は同港第4区からの出港	32,545	1,284			
	苫小牧港内における転びょう (苫小牧港第1区、第2区又は第3区と同港第4区との間におけるものを除く。)	28,745	1,140			
	苫小牧港第1区、第2区又は第3区と同港第4区との間における転びょう	46,045	1,788			
室蘭水先区	室蘭港外における航行	水先の距離1海里 (1海里に満たないものは1海里とする。以下同じ。) ごとに1,910円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、71円の料率によって計算した額	総トン数千トン (千トンに満たないものは千トンとする。) を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合の欄に掲げる額の100分の180に相当する	日出から日没までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150
	室蘭港への入港又は同港からの出港	32,805	1,282			
	室蘭港内における転びょう	29,005	1,140			
函館水先区	函館港外における航行	水先の距離1海里ごとに2,010円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、75円の料率によって計算した額	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合の欄に掲げる額の100分の180に相当する	日出から日没までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150	

	函館港への入港又は同港からの出港	34,123	1,228
	函館港内における転びょう	33,123	1,190
小樽水先区	小樽港への入港又は同港からの出港	33,123	1,190
	小樽港内における転びょう	33,123	1,190
留萌水先区	留萌港への入港又は同港からの出港	33,123	1,190
	留萌港内における転びょう	33,123	1,190
八戸水先区	八戸港外における航行	水先の距離1海里ごとに1,930円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、72円の料率によって計算した額
	八戸港への入港又は同港からの出港	32,700	1,212
	八戸港内における転びょう（八戸港第1区又は第2区と同港第3区との間におけるものを除く。）	30,800	1,140
	八戸港第1区又は第2区と同港第3区との間における転びょう	32,700	1,212
釜石水先区	釜石港への入港又は同港からの出港	33,123	1,190
	釜石港内における転びょう	33,123	1,190
仙台湾水先区	石巻港の境界付近と仙台塩釜港の境界付近との間の航行	16,000	648
	前欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離1海里ごとに1,920円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、72円の料率によって計算した額
	石巻港への入港又は同港からの出港	31,100	1,212
	石巻港内における転びょう	29,200	1,140
	仙台塩釜港塩釜区への入港又は同港塩釜区からの出港	37,800	1,464
	仙台塩釜港仙台区への入港又は同港仙台区からの出港	39,800	1,536
	仙台塩釜港内における転びょう（同港塩釜区と同港仙台区との間におけるものを除く。）	29,200	1,140
	仙台塩釜港塩釜区と同港仙台区との間における転びょう	44,600	1,716

に相当する額
 額
 ける額（以下「基本料の額」という。）の100分の100に相当する額の範囲内で加算額に加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料の額

に加えた額

秋田船川水先区	秋田船川港への入港又は同港からの出港		36,123	1,303
	秋田船川港内における転びよう		33,123	1,190
酒田水先区	酒田港への入港又は同港からの出港		33,123	1,190
	酒田港内における転びよう		33,123	1,190
小名浜水先区	小名浜港外における航行	水先の距離1海里ごとに2,010円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額		水先の距離1海里ごとに、75円の料率によって計算した額
	小名浜港への入港又は同港からの出港		33,123	1,190
	小名浜港内における転びよう		33,123	1,190
鹿島水先区	鹿島港外における航行	水先の距離1海里ごとに1,880円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額		水先の距離1海里ごとに、71円の料率によって計算した額
	鹿島港への入港又は同港からの出港		36,914	1,430
	鹿島港内における転びよう		28,414	1,110
東京湾水先区	京浜港東京区の境界付近と千葉港の境界付近との間の航行	①	48,655	476
		②	11,166	
	京浜港東京区の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	①	56,878	782
		②	19,390	
	京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近と同港東京区の境界付近との間の航行	①	59,620	884
		②	22,131	
	京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近と千葉港の境界付近との間の航行	①	63,212	1,020
		②	25,723	
	京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	①	47,804	442
		②	10,315	
千葉港の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	①	64,157	1,054	
	②	26,668		
木更津港への入港又は同港からの出港	①	67,466	1,172	
	②	29,977		
木更津港内における転びよう	①	64,724	1,070	
	②	27,235		

京浜港横浜区第5区（横浜金沢木材ふ頭東防波堤灯台（北緯35度22分43秒東経139度39分30秒）から95度40分3千メートルの地点から271度40分に金沢木材ふ頭東（外）防波堤まで引いた線以南の水域に限る。以下「小柴埼水域」という。）のシーバースへの着船又は同港横浜区第5区（小柴埼水域に限る。）のシーバースからの発船	①	64,724	1,070
	②	27,235	
京浜港東京区への入港又は同港東京区からの出港	①	41,781	1,230
	②	32,327	
京浜港東京区内における転びよう	①	38,076	1,090
	②	28,622	
京浜港川崎区第2区若しくは同港横浜区（第4区及び第5区を除く。）への入港（同港川崎区第1区又は同港横浜区第4区若しくは第5区から転びようのため同港川崎区第2区又は同港横浜区（第4区及び第5区を除く。）へ入る場合を含む。）又は同港川崎区第2区若しくは同港横浜区（第4区及び第5区を除く。）からの出港（同港川崎区第1区又は同港横浜区第4区若しくは第5区へ転びようのため同港川崎区第2区又は同港横浜区（第4区及び第5区を除く。）から出る場合を含む。）（同港横浜区第3区（瑞穂町北東端から93度に引いた線、大黒橋及び陸岸により囲まれた水域（以下この項において「北西水域」という。）に限る。）への入港（同港川崎区第1区又は同港横浜区第4区若しくは第5区から転びようのため同港横浜区第3区（北西水域に限る。）へ入る場合を含む。）又は同港横浜区第3区（北西水域に限る。）からの出港（同港川崎区第1区又は同港横浜区第4区若しくは第5区へ転びようのため同港横浜区第3区（北西水域に限る。）から出る場合を含む。）を除く。）	①	34,472	1,030
	②	26,991	
京浜港横浜区第3区（北西水域に限る。）への入港（同港川崎区第1区又は同港横浜区第4区若しくは第5区から転びようのため同港横浜区第3区（北西水域に限る。）へ入る場合を含む。）又は同港横浜区第3区（北西水域に限る。）からの出港（同港川崎区第1区又は同港横浜区第4区若しくは第5区へ転びようのため同港横浜区第3区（北西水域に限る。）から出る場合を含む。）	①	48,119	1,540
	②	40,638	
京浜港川崎区第1区若しくは同港横浜区第4区への入港（同港川崎区第2区から、又は同港横浜区の第4区以外の各区から転びようのため同港川崎区第1区又は同港横浜区第4区へ入る場合を含む。）又は同港川崎区第1区若しくは同港横浜区第4区からの出港（同港川崎区第2区へ、又は同港横浜区の第4区以外の各区へ転びようのため同港川崎区第1区若しくは同港横浜区第4区から出る場合を含む。）	①	48,119	1,540
	②	40,638	

京浜港横浜区第5区（南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。）への入港（同港川崎区、同港横浜区第5区以外の各区又は小柴埼水域から転びょうのため同港横浜区第5区（南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。）へ入る場合を含む。）又は同港横浜区第5区（南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。）からの出港（同港川崎区、同港横浜区第5区以外の各区又は小柴埼水域へ転びょうのため同港横浜区第5区（南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。）から出る場合を含む。）	①	40,008	1,236
	②	32,527	
京浜港横浜区第5区（南本牧ふ頭付近の水域に限る。）への入港（同港川崎区、同港横浜区第5区以外の各区又は小柴埼水域から転びょうのため同港横浜区第5区（南本牧ふ頭付近の水域に限る。）へ入る場合を含む。）又は同港横浜区第5区（南本牧ふ頭付近の水域に限る。）からの出港（同港川崎区、同港横浜区第5区以外の各区又は小柴埼水域へ転びょうのため同港横浜区第5区（南本牧ふ頭付近の水域に限る。）から出る場合を含む。）	①	34,472	1,030
	②	26,991	
京浜港川崎区第2区及び同港横浜区（第3区（北西水域に限る。）及び第4区を除く。）内における転びょう（同港横浜区第5区に係るものを除く。）	①	34,472	1,030
	②	26,991	
京浜港川崎区第1区及び同港横浜区第4区内における転びょう（同港横浜区第3区（北西水域に限る。）に係る同港川崎区第2区及び同港横浜区（第4区及び第5区を除く。）内における転びょうを含む。）	①	45,543	1,442
	②	38,062	
京浜港横浜区第5区（南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。）に係る同港横浜区第5区（小柴埼水域を除く。）内における転びょう	①	40,008	1,236
	②	32,527	
京浜港横浜区第5区（南本牧ふ頭付近の水域に限る。）内における転びょう	①	34,472	1,030
	②	26,991	
千葉港（千葉区第4区を除く。）への入港又は同港（千葉区第4区を除く。）からの出港	①	39,721	1,225
	②	32,240	
千葉港千葉区第4区への入港又は同港千葉区第4区からの出港	①	36,190	1,095
	②	28,709	
千葉港内における転びょう	①	34,472	1,030
	②	26,991	
東京湾入口と京浜港東京区の境界付近との間の航行	①	84,953	1,836
	②	47,464	
東京湾入口と京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近との間の航行	①	66,804	1,156
	②	29,315	
東京湾入口と千葉港の境界付近との間の航行	①	89,490	2,006
	②	52,001	
東京湾入口と横須賀港の境界付近との間の航行	①	57,730	816
	②	20,241	

	東京湾入口から木更津港の境界付近への航行	①	65,953	1,122	
		②	28,464		
	木更津港の境界付近から東京湾入口への航行	①	76,824	1,530	
		②	39,335		
	横須賀港の境界付近と京浜港東京区の境界付近との間の航行	①	72,286	1,360	
		②	34,798		
	横須賀港の境界付近と京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近との間の航行	①	52,342	612	
		②	14,853		
	横須賀港の境界付近と千葉港の境界付近との間の航行	①	80,416	1,666	
		②	42,927		
横須賀港の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	①	53,192	646		
	②	15,703			
水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離1海里ごとに1,810円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額		水先の距離1海里ごとに、68円の料率によって計算した額		
横須賀港への入港又は同港からの出港	①	64,724	1,070		
	②	27,235			
横須賀港内における転びょう	①	64,724	1,070		
	②	27,235			
新潟水先区	新潟港（西区を除く。）への入港（検査区域付近の水域から同港東区へ入る場合を除く。）又は同港（西区を除く。）からの出港		32,262	1,212	
	新潟港東区への入港（検査区域付近の水域から同港東区へ入る場合に限る。）		51,562	1,932	
	新潟港西区への入港又は同港西区からの出港		32,262	1,212	
	新潟港内における転びょう（同港東区と同港西区との間におけるものを除く。）		30,362	1,140	
	新潟港東区と同港西区の間における転びょう		53,562	2,004	
伏木水先区	水先区内の港外における航行	水先の距離1海里ごとに2,010円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額		水先の距離1海里ごとに、75円の料率によって計算した額	
	水先区内の各港（伏木富山港富山区、同港新湊区及び同港伏木区を除く。）への入港又は水先区内の各港（伏木富山港富山区、同港新湊区及び同港伏木区を除く。）からの出港		32,692	1,190	
	伏木富山港富山区への入港又は同港富山区からの出港		33,692	1,228	
	伏木富山港新湊区への入港又は同港新湊区からの出港		39,692	1,453	
	伏木富山港伏木区への入港又は同港伏木区からの出港		35,692	1,303	

	水先区内の各港内における転びよう（伏木富山港富山区と同港新湊区又は同港伏木区との間におけるもの及び同港新湊区と同港伏木区との間におけるものを除く。）		32,692	1,190
	伏木富山港富山区と同港新湊区又は同港伏木区との間における転びよう		76,792	2,830
	伏木富山港新湊区と同港伏木区との間における転びよう		70,692	2,605
七尾水先区	七尾港外における航行	水先の距離1海里ごとに2,000円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額		水先の距離1海里ごとに、75円の料率によって計算した額
	七尾港への入港又は同港からの出港		38,154	1,415
	七尾港内における転びよう		32,154	1,190
田子の浦水先区	田子の浦港への入港又は同港からの出港		33,123	1,190
	田子の浦港内における転びよう		33,123	1,190
清水水先区	清水港外における航行	水先の距離1海里ごとに1,920円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額		水先の距離1海里ごとに、72円の料率によって計算した額
	清水港への入港又は同港からの出港		29,496	1,176
	清水港内における転びよう		28,496	1,140
伊勢三河湾水先区	伊勢湾入口と名古屋港又は四日市港の境界付近との間の航行	①	102,151	2,277
		②	57,808	
	伊勢湾入口と津港の境界付近との間の航行	①	94,236	1,980
		②	49,893	
	伊勢湾入口と三河港の境界付近との間の航行	①	88,070	1,749
		②	43,727	
	伊勢湾入口と衣浦港の境界付近との間の航行	①	81,076	1,485
		②	36,733	
	名古屋港又は四日市港の境界付近と三河港の境界付近との間の航行	①	110,064	2,574
		②	65,721	
名古屋港又は四日市港の境界付近と衣浦港の境界付近との間の航行	①	102,151	2,277	
	②	57,808		
三河港の境界付近と衣浦港の境界付近との間の航行	①	81,076	1,485	
	②	36,733		

水先区内（愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。）の各港（三河港及び衣浦港を除く。）への入港又は水先区内（愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。）の各港（三河港及び衣浦港を除く。）からの出港	①	69,389	1,040
	②	25,046	
三河港への入港又は同港からの出港	①	74,634	1,238
	②	30,291	
衣浦港への入港又は同港からの出港	①	72,058	1,139
	②	27,714	
水先区内（愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。）の各港（三河港を除く。）内における転びよう	①	69,389	1,040
	②	25,046	
三河港内における転びよう	①	83,469	1,568
	②	39,126	
水先区内（愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。）の港外のシーバースへの着船又は水先区内（愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。）の港外のシーバースからの発船	①	69,389	1,040
	②	25,046	
名古屋港の境界付近と四日市港の境界付近との間の航行	①	12,970	170
	②	3,611	
水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離1海里ごとに1,810円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額		水先の距離1海里ごとに、68円の料率によって計算した額
水先区内（愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。）の各港（名古屋港及び四日市港第3区を除く。）への入港若しくは四日市港第3区内のシーバースへの着船又は水先区内（愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。）の各港（名古屋港及び四日市港第3区を除く。）からの出港若しくは四日市港第3区内のシーバースからの発船	①	37,290	1,060
	②	27,931	
名古屋港（第5区及び第6区を除く。）への入港又は同港（第5区及び第6区を除く。）からの出港	①	47,265	1,434
	②	37,906	
名古屋港第5区若しくは第6区への入港又は同港第5区若しくは第6区からの出港	①	40,900	1,196
	②	31,541	
四日市港第3区への入港（シーバースへの着船を除く。）又は同港第3区からの出港（シーバースからの発船を除く。）	①	39,095	1,128
	②	29,736	
水先区内（愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。）の各港内における転びよう	①	37,290	1,060
	②	27,931	

	水先区内（愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。）の港外のシーバースへの着船又は水先区内（愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。）の港外のシーバースからの発船	① 37,290 ② 27,931	1,060
尾鷲水先区	尾鷲港外における航行	水先の距離1海里ごとに2,010円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、75円の料率によって計算した額
	尾鷲港への入港又は同港からの出港	33,123	1,190
	尾鷲港内における転びよう	33,123	1,190
舞鶴水先区	舞鶴港への入港又は同港からの出港	39,123	1,415
	舞鶴港内における転びよう（同港第1区と同港第2区との間におけるものを除く。）	33,123	1,190
	舞鶴港第1区と同港第2区との間における転びよう	39,123	1,415
和歌山下津水先区	和歌山下津港（和歌山区及び海南区を除く。）への入港又は同港（海南区を除く。）からの出港	29,869	1,140
	和歌山下津港和歌山区への入港（検疫区域付近の水域から同港和歌山区へ入る場合を除く。）	29,869	1,140
	和歌山下津港和歌山区北区への入港（検疫区域付近の水域から同港和歌山区北区へ入る場合に限る。）	43,469	1,644
	和歌山下津港和歌山区（北区を除く。）への入港（検疫区域付近の水域から同港和歌山区（北区を除く。）へ入る場合に限る。）	37,669	1,428
	和歌山下津港海南区への入港又は同港海南区からの出港	35,669	1,356
	和歌山下津港内における転びよう（同港和歌山区北区と同港和歌山区（北区を除く。）又は海南区との間、同港和歌山区（北区を除く。）と同港下津区との間及び同港下津区と同港海南区との間におけるものを除く。）	29,869	1,140
	和歌山下津港和歌山区北区と同港和歌山区（北区を除く。）との間における転びよう	33,769	1,284
	和歌山下津港和歌山区北区と同港海南区との間における転びよう	44,469	1,680
	和歌山下津港和歌山区（北区を除く。）と同港下津区との間における転びよう	39,569	1,500
	和歌山下津港下津区と同港海南区との間における転びよう	38,569	1,464
	大阪湾	友ヶ島沖と和田岬沖との間の航行	① 89,638 ② 2- 45,365

水先区

友ヶ島沖と阪神港神戸区の境界付近との間の航行	①	96,782	2,077
	②	52,509	
友ヶ島沖と阪神港大阪区の境界付近との間の航行	①	102,140	2,278
	②	57,867	
友ヶ島沖と阪神港堺泉北区の境界付近との間の航行	①	96,782	2,077
	②	52,509	
友ヶ島沖と阪南港の境界付近との間の航行	①	94,996	2,010
	②	50,723	
和田岬沖と阪南港の境界付近との間の航行	①	63,788	838
	②	19,515	
水先区内の各港（阪神港及び阪南港を除く。）への入港又は水先区内の各港（阪神港及び阪南港を除く。）からの出港	①	69,898	1,060
	②	25,625	
阪南港への入港又は同港からの出港	①	71,684	1,127
	②	27,411	
水先区内の各港内における転びょう（阪神港及び阪南港第1区と同港第3区との間におけるものを除く。）	①	69,898	1,060
	②	25,625	
阪南港第1区と同港第3区との間における転びょう	①	78,828	1,395
	②	34,555	
阪神港神戸区の境界付近と同港大阪区の境界付近との間の航行	①	17,110	374
	②	8,686	
水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行		水先の距離1海里ごとに、1,800円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、68円の料率によって計算した額
阪神港神戸区第1区への入港又は同港神戸区第1区からの出港	①	38,542	1,152
	②	30,118	
阪神港神戸区第2区（第6防波堤、同防波堤東端から164度に第6区境界線まで引いた線、同地点からポートアイランド第2期埋立地南東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域（以下この項において「南西水域」という。）を除く。）、第3区若しくは第6区への入港又は同港神戸区第2区（南西水域を除く。）、第3区若しくは第6区からの出港	①	42,114	1,288
	②	33,690	
阪神港神戸区第2区（南西水域に限る。）への入港又は同港神戸区第2区（南西水域に限る。）からの出港	①	35,816	1,050
	②	27,392	
阪神港神戸区第4区若しくは第5区への入港又は同港神戸区第4区若しくは第5区からの出港	①	36,756	1,084
	②	28,332	
阪神港神戸区第1区と同港神戸区第2区又は第3区との間における転びょう	①	54,710	1,764
	②	46,286	
阪神港神戸区第1区と同港神戸区第4区又は第5区との間における転びょう	①	38,542	1,152
	②	30,118	
阪神港神戸区第1区と同港神戸区第6区との間における転びょう	①	42,960	1,322
	②	34,536	

阪神港神戸区第2区と同港神戸区第3区との間における転びょう	①	51,044	1,628
	②	42,620	
阪神港神戸区第2区又は第3区と同港神戸区第4区又は第5区との間における転びょう	①	45,686	1,424
	②	37,262	
阪神港神戸区第2区又は第3区と同港神戸区第6区との間における転びょう	①	42,114	1,288
	②	33,690	
阪神港神戸区第4区と同港神戸区第5区との間における転びょう	①	36,756	1,084
	②	28,332	
阪神港神戸区第4区又は第5区と同港神戸区第6区との間における転びょう	①	38,542	1,152
	②	30,118	
阪神港神戸区第1区から第6区それぞれの同一区内における転びょう	①	35,816	1,050
	②	27,392	
阪神港尼崎西宮芦屋区への入港又は同港尼崎西宮芦屋区からの出港	①	37,602	1,118
	②	29,178	
阪神港尼崎西宮芦屋区内における転びょう	①	35,816	1,050
	②	27,392	
阪神港大阪区第1区、第2区若しくは第3区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）への入港又は同港大阪区第1区、第2区若しくは第3区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）からの出港	①	42,114	1,288
	②	33,690	
阪神港大阪区第4区、第5区若しくは第6区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）への入港又は同港大阪区第4区、第5区若しくは第6区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）からの出港	①	39,388	1,186
	②	30,964	
阪神港大阪区の河川若しくは運河水面への入港又は同港大阪区の河川若しくは運河水面からの出港	①	59,128	1,915
	②	50,704	
阪神港堺泉北区（第6区及び第7区（コスモ石油原油栈橋付近の水域を除く。）を除く。）への入港又は同港堺泉北区（第6区及び第7区（コスモ石油原油栈橋付近の水域を除く。）を除く。）からの出港	①	41,174	1,254
	②	32,750	
阪神港堺泉北区第6区若しくは第7区（コスモ石油原油栈橋付近の水域を除く。）への入港又は同港堺泉北区第6区若しくは第7区（コスモ石油原油栈橋付近の水域を除く。）からの出港	①	35,816	1,050
	②	27,392	
阪神港大阪区第1区、第2区又は第3区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）と同港大阪区第4区、第5区又は第6区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）との間における転びょう	①	44,840	1,390
	②	36,416	
阪神港大阪区第1区、第2区又は第3区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）と同港大阪区の河川又は運河水面との間における転びょう	①	50,104	1,575
	②	41,680	
阪神港大阪区第1区、第2区又は第3区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）内における転びょう	①	35,816	1,050
	②	27,392	

阪神港大阪区第4区、第5区又は第6区 (それぞれ河川及び運河水面を除く。)と 同港大阪区の河川又は運河水面との間にお ける転びょう	①	60,914	1,983
	②	52,490	
阪神港大阪区第4区、第5区又は第6区 (それぞれ河川及び運河水面を除く。)内 における転びょう	①	42,114	1,288
	②	33,690	
阪神港大阪区の河川又は運河水面に係る同 港大阪区内における転びょう	①	50,104	1,575
	②	41,680	
阪神港堺泉北区(第6区及び第7区(コス モ石油原油栈橋付近の水域を除く。))を除 く。)内における転びょう	①	35,816	1,050
	②	27,392	
阪神港堺泉北区第6区又は第7区(コス モ石油原油栈橋付近の水域を除く。)内にお ける転びょう	①	40,328	1,220
	②	31,904	
内 海 水 先 区	和田岬沖と部埼沖との間の航行	279,640	10,475
	部埼沖と関埼沖との間の航行	103,852	4,115
	和田岬沖と東播磨港の境界付近との間の航 行	47,272	2,013
	和田岬沖と姫路港の境界付近との間の航行	54,528	2,288
	和田岬沖と相生港の境界付近との間の航行	66,708	2,745
	和田岬沖と宇野港の境界付近との間の航行	101,606	4,035
	和田岬沖と坂出港の境界付近との間の航行	97,719	3,895
	和田岬沖と水島港の境界付近との間の航行	106,011	4,195
	和田岬沖と福山港の境界付近との間の航行	130,371	5,075
	和田岬沖と三島川之江港の境界付近との間 の航行	138,664	5,375
	和田岬沖と土生港の境界付近との間の航行	139,787	5,415
	和田岬沖と新居浜港の境界付近との間の航 行	142,551	5,515
	和田岬沖と尾道糸崎港(第5区及び第6区 を除く。)の境界付近との間の航行	144,192	5,575
	和田岬沖と尾道糸崎港(第5区及び第6区 に限る。)の境界付近との間の航行	151,967	5,855
	和田岬沖と今治港の境界付近との間の航行	151,363	5,835
	和田岬沖と広島港の境界付近との間の航行	212,176	8,035

和田岬沖と呉港の境界付近との間の航行	221,073	8,355
和田岬沖と徳山下松港の境界付近との間の航行	246,987	9,295
部埼沖と徳山下松港の境界付近との間の航行	61,784	2,562
部埼沖と広島港の境界付近との間の航行	154,731	5,955
部埼沖と呉港の境界付近との間の航行	163,543	6,275
部埼沖と尾道系崎港（第5区及び第6区を除く。）の境界付近との間の航行	176,845	6,755
部埼沖と尾道系崎港（第5区及び第6区に限る。）の境界付近との間の航行	161,296	6,195
部埼沖と福山港の境界付近との間の航行	182,373	6,955
部埼沖と水島港の境界付近との間の航行	203,883	7,735
部埼沖と姫路港の境界付近との間の航行	265,300	9,955
関埼沖と大分港の境界付近との間の航行	24,640	1,159
関埼沖と徳山下松港の境界付近との間の航行	73,100	2,989
関埼沖と松山港の境界付近との間の航行	87,266	3,515
関埼沖と宇部港の境界付近との間の航行	94,955	3,795
関埼沖と苅田港の境界付近との間の航行	99,446	3,955
関埼沖と岩国港の境界付近との間の航行	113,786	4,475
関埼沖と広島港の境界付近との間の航行	124,843	4,875
関埼沖と呉港の境界付近との間の航行	132,618	5,155
関埼沖と新居浜港の境界付近との間の航行	134,777	5,235
関埼沖と尾道系崎港（第5区及び第6区を除く。）の境界付近との間の航行	144,192	5,575
関埼沖と尾道系崎港（第5区及び第6区に限る。）の境界付近との間の航行	129,249	5,035

	関崎沖と福山港の境界付近との間の航行	151,363	5,835
	関崎沖と水島港の境界付近との間の航行	171,317	6,555
	水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離1海里ごとに、55海里までの部分については1,620円の料率、55海里を超える部分については1,100円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、55海里までの部分については61円の料率、55海里を超える部分については40円の料率によって計算した額
	水先区内の各港（東播磨港、宇野港、水島港、福山港、広島港、徳山下松港、荻田港、宇部港及び大分港を除く。）への入港又は水先区内の各港（東播磨港、宇野港、水島港、福山港、広島港、徳山下松港、宇部港、荻田港及び大分港を除く。）からの出港	19,803	950
	東播磨港への入港又は同港からの出港	21,444	1,011
	宇野港への入港又は同港からの出港	22,221	1,042
	水島港、広島港若しくは徳山下松港への入港又は水島港、広島港若しくは徳山下松港からの出港	24,640	1,133
	福山港若しくは大分港への入港又は福山港若しくは大分港からの出港	26,281	1,194
	宇部港への入港又は同港からの出港	22,999	1,072
	荻田港への入港又は同港からの出港	25,417	1,164
	水先区内の各港内における転びよう	19,803	950
	水先区内の港外のシーバースへの着船又は水先区内の港外のシーバースからの発船	19,803	950
境水先区	境港第1区若しくは第2区への入港又は同港第1区若しくは第2区からの出港	32,514	1,190
	境港第3区への入港又は同港第3区からの出港	40,514	1,490
	境港内における転びよう（同港第2区と同港第3区との間におけるものを除く。）	32,514	1,190
	境港第2区と同港第3区との間における転びよう	39,514	1,453
関門水	部崎沖と六連島沖との間の航行	46,643	1,832

先区

水先区内の前欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離1海里ごとに2,640円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、99円の料率によって計算した額
部埼沖から関門港長府区若しくは田の浦区への入港又は同港長府区若しくは田の浦区から部埼沖への出港	44,793	1,746
部埼沖から関門港下関区（下関漁港の海域（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第4項の規定により農林水産大臣が指定した下関漁港の区域内の海域をいう。以下同じ。）を除く。）若しくは門司区への入港又は同港下関区（下関漁港の海域を除く。）若しくは門司区から部埼沖への出港	55,431	2,142
部埼沖から関門港小倉区若しくは西山区への入港又は同港小倉区若しくは西山区から部埼沖への出港	67,365	2,588
部埼沖から関門港若松区第1区への入港又は同港若松区第1区から部埼沖への出港	99,464	3,785
部埼沖から関門港若松区第2区への入港又は同港若松区第2区から部埼沖への出港	95,487	3,636
部埼沖から関門港若松区第3区への入港又は同港若松区第3区から部埼沖への出港	81,888	3,132
部埼沖から関門港若松区第4区への入港又は同港若松区第4区から部埼沖への出港	77,911	2,984
部埼沖から関門港若松区第5区（新日本製鉄戸畑ふ頭付近の水域を除く。）への入港又は同港若松区第5区（新日本製鉄戸畑ふ頭付近の水域を除く。）から部埼沖への出港	75,228	2,885
部埼沖から関門港若松区第5区（新日本製鉄戸畑ふ頭付近の水域に限る。）への入港又は同港若松区第5区（新日本製鉄戸畑ふ頭付近の水域に限る。）から部埼沖への出港	76,708	2,939
部埼沖から関門港若松区第6区への入港又は同港若松区第6区から部埼沖への出港	81,888	3,132
部埼沖から関門港下関区（下関漁港の海域に限る。）若しくは六連島区への入港又は同港下関区（下関漁港の海域に限る。）若しくは六連島区から部埼沖への出港	80,593	3,083
六連島沖から関門港下関区（下関漁港の海域に限る。）若しくは六連島区への入港又は同港下関区（下関漁港の海域に限る。）若しくは六連島区から六連島沖への出港	39,520	1,548
六連島沖から関門港若松区第1区への入港又は同港若松区第1区から六連島沖への出港	74,395	2,844
六連島沖から関門港若松区第2区への入港又は同港若松区第2区から六連島沖への出港	70,417	2,696
六連島沖から関門港若松区第3区への入港又は同港若松区第3区から六連島沖への出港	56,727	2,192
六連島沖から関門港若松区第4区への入港又は同港若松区第4区から六連島沖への出港	54,136	2,093

六連島沖から関門港若松区第5区（新日本製鉄戸畑ふ頭付近の水域を除く。）への入港又は同港若松区第5区（新日本製鉄戸畑ふ頭付近の水域を除く。）から六連島沖への出港	50,158	1,944
六連島沖から関門港若松区第5区（新日本製鉄戸畑ふ頭付近の水域に限る。）への入港又は同港若松区第5区（新日本製鉄戸畑ふ頭付近の水域に限る。）から六連島沖への出港	56,911	2,197
六連島沖から関門港若松区第6区への入港又は同港若松区第6区から六連島沖への出港	48,770	1,895
六連島沖から関門港小倉区若しくは西山区への入港又は同港小倉区若しくは西山区から六連島沖への出港	54,136	2,093
六連島沖から関門港下関区（下関漁港の海域を除く。）若しくは門司区への入港又は同港下関区（下関漁港の海域を除く。）若しくは門司区から六連島沖への出港	61,999	2,390
六連島沖から関門港長府区若しくは田の浦区への入港又は同港長府区若しくは田の浦区から六連島沖への出港	72,637	2,786
関門港響新港区への入港又は同港響新港区からの出港	30,177	1,205
関門港長府区又は田の浦区と同港下関区（下関漁港の海域を除く。）又は門司区との間における転びょう	42,203	1,647
関門港長府区又は田の浦区と同港小倉区又は西山区との間における転びょう	54,136	2,093
関門港長府区又は田の浦区と同港若松区第5区との間における転びょう	67,457	2,593
関門港長府区又は田の浦区と同港若松区第6区又は六連島区との間における転びょう	67,365	2,588
関門港長府区又は田の浦区と同港若松区第1区、第2区、第3区又は第4区との間における転びょう	80,963	3,092
関門港下関区（下関漁港の海域を除く。）又は門司区と同港小倉区又は西山区との間における転びょう	46,181	1,796
関門港下関区（下関漁港の海域を除く。）又は門司区と同港若松区第5区との間における転びょう	59,594	2,296
関門港下関区（下関漁港の海域を除く。）又は門司区と同港若松区第6区又は六連島区との間における転びょう	55,431	2,142
関門港下関区（下関漁港の海域を除く。）又は門司区と同港若松区第1区、第2区、第3区又は第4区との間における転びょう	71,713	2,745
関門港小倉区又は西山区と同港若松区第5区との間における転びょう	51,638	1,999
関門港小倉区又は西山区と同港若松区第6区又は六連島区との間における転びょう	47,475	1,845
関門港小倉区又は西山区と同港若松区第1区、第2区、第3区又は第4区との間における転びょう	67,734	2,597
関門港若松区第5区と同港若松区第6区又は六連島区との間における転びょう	48,956	1,900

	関門港若松区第1区、第2区、第3区又は第4区と同港若松区第5区との間における転びよう	58,484	2,250
	関門港若松区第1区、第2区、第3区又は第4区と同港若松区第6区又は六連島区との間における転びよう	65,144	2,498
	関門港若松区第1区と同港若松区第2区との間又は同港若松区第1区若しくは第2区と同港若松区第3区若しくは第4区との間における転びよう	49,233	1,904
	関門港長府区と同港田の浦区との間、同港下関区（下関漁港の海域を除く。）と同港門司区との間、同港小倉区と同港西山区との間、同港若松区第3区と同港若松区第4区との間又は同港若松区第6区と同港六連島区との間における転びよう	38,225	1,499
	水先区内の同一区内における転びよう（関門港若松区にあつては同港若松区の同一区内におけるものに限る、同港響新港区内におけるものを除く。）	34,247	1,350
	関門港響新港区内における転びよう	25,737	1,040
小松島水先区	徳島小松島港小松島区への入港又は同港小松島区からの出港	33,123	1,190
	徳島小松島港小松島区内における転びよう	33,123	1,190
博多水先区	博多港への入港又は同港からの出港	34,666	1,320
	博多港内における転びよう	29,866	1,140
佐世保水先区	佐世保港外における航行	水先の距離1海里ごとに1,940円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、72円の料率によって計算した額
	佐世保港第1区若しくは第2区への入港又は同港第1区若しくは第2区からの出港	39,161	1,438
	佐世保港第3区への入港又は同港第3区からの出港	37,161	1,366
	佐世保港内における転びよう	31,361	1,150
長崎水先区	長崎港外における航行	水先の距離1海里ごとに2,010円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、75円の料率によって計算した額
	長崎港への入港又は同港からの出港	39,123	1,415
	長崎港内における転びよう	33,123	1,190
島原海	島原海湾入口と住ノ江港の境界付近との間の航行	107,427	3,975

湾水先区	島原海湾入口と三池港の境界付近との間の航行	81,327	3,000
	島原海湾入口と三角港の境界付近との間の航行	43,127	1,575
	島原海湾入口と口之津港の境界付近との間の航行	17,027	600
	三池港の境界付近と住ノ江港の境界付近との間の航行	22,027	788
	水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離1海里ごとに2,010円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、75円の料率によって計算した額
	水先区内の各港（住ノ江港を除く。）への入港又は水先区内の各港（住ノ江港を除く。）からの出港	32,927	1,190
	住ノ江港への入港又は同港からの出港	38,927	1,415
	水先区内の各港内における転びよう	32,927	1,190
細島水先区	細島港外における航行	水先の距離1海里ごとに2,010円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、75円の料率によって計算した額
	細島港への入港又は同港からの出港	34,038	1,228
	細島港内における転びよう	33,038	1,190
鹿児島水先区	鹿児島港外における航行	水先の距離1海里ごとに2,010円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、75円の料率によって計算した額
	鹿児島港への入港又は同港からの出港	34,123	1,228
	鹿児島港内における転びよう	33,123	1,190
那覇水先区	那覇港への入港又は同港からの出港	34,123	1,228
	那覇港内における転びよう	33,123	1,190

備考

- 1 この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点（以下「水先を始めた時」という。）から当該船舶を導く行為を終了する時点（以下「水先を終わる時」という。）までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。
- 2 この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもって大きさを表す船舶については、その排水トン数の5分の3に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。
- 3 加算割増率は、次の算式により算出する。
$$K = \{ (3.5/1,000) \times L^3 - T \times 1.2 \} / 1,000$$

Kは、加算割増率であって、負の値の場合は0とする。
Lは、船舶の長さ（メートル）の値
Tは、総トン数（千トン以下の場合は千トン）の値
- 4 この表における基本額の欄中、①の額と②の額がある場合、「①の額」は、総トン数1万トン以上の船舶に、「②の額」は、総トン数1万トン未満の船舶に適用する。